

第1章 緑の基本計画について

1-1 緑の基本計画とは

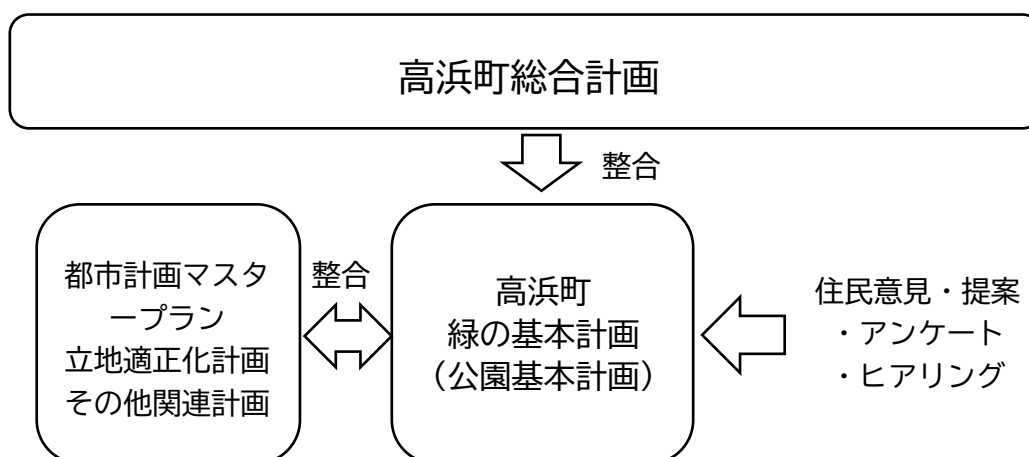
(1) 計画の趣旨

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条で「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースの総合的な計画である。

高浜町緑の基本計画は、本町の有する緑の特性や、本町固有のまちづくり・環境施策などの独自性を踏まえ、緑に関する全般の基本方針を定めた総合的な計画として策定する。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、総合計画を上位計画とし、都市計画マスタープラン、立地適正化計画などの関連計画と整合・連携を図るとともに、住民の意見・提案などを反映しながら策定する。



1-2 計画の区域と目標年次等

(1) 対象範囲

緑の基本計画の対象範囲は、高浜町全域とする。ただし、都市公園の配置等都市計画に関する事項については、都市計画区域を対象とする。

(2) 目標年次及び目標人口

緑の基本計画において対象とする目標年次は、高浜町都市計画マスタープラン（H24～R13）と整合を図り、12年後の令和13年（2031年）、目標人口は9,000人とする。

※目標人口は「高浜町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」より

(3) 中長期の目標

中長期の目標は、人口ビジョンに基づき令和 22 年（2040 年）を目標年とする。

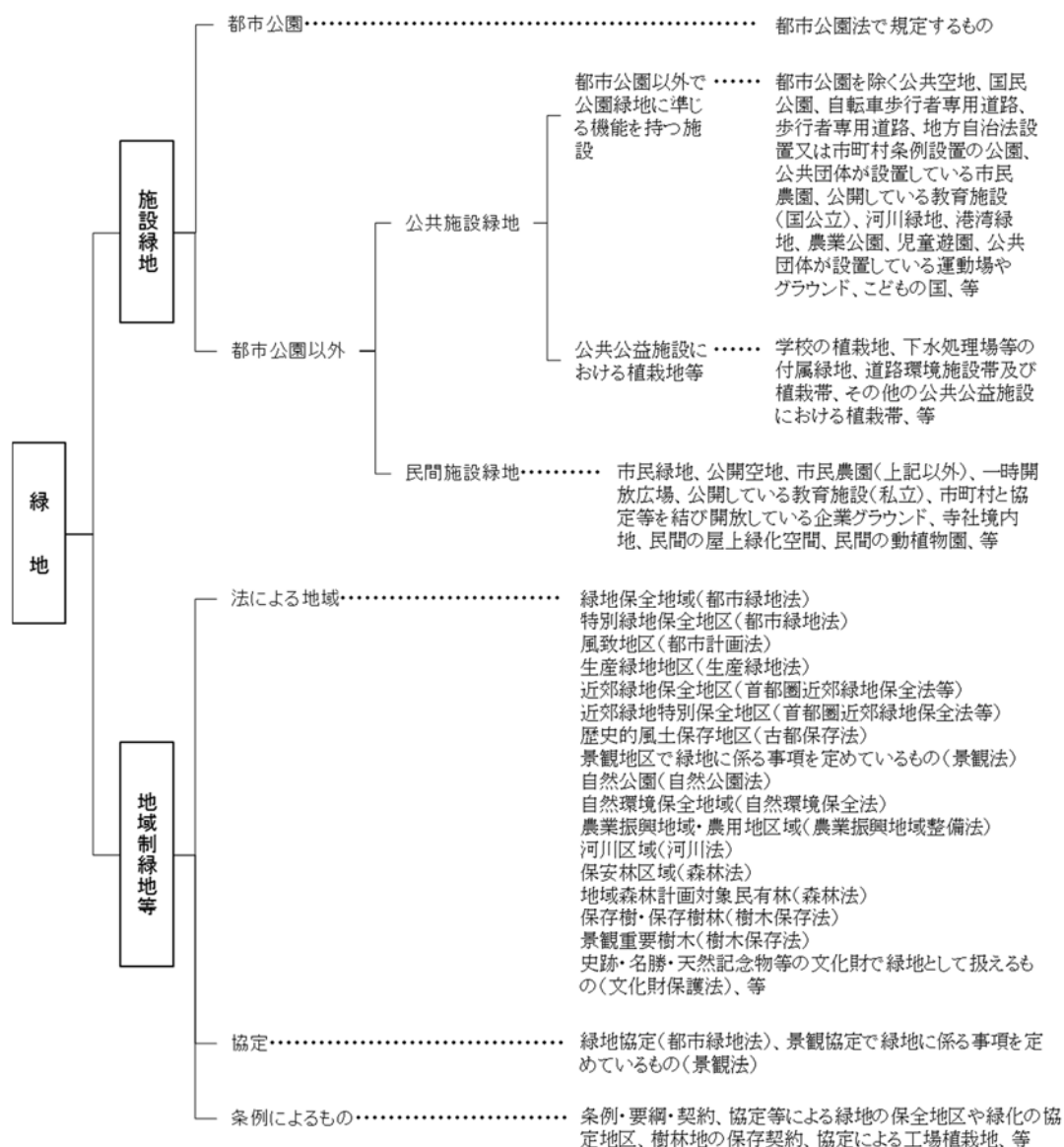
計画フレーム	平成 30 年 3 月末	令和 22 年(2040 年)
行政区域面積	7,240ha (100%)	7,240ha (100%)
// 人口	10,471 人 (100%)	8,300 人 (100%)
用途地域面積	241ha (3.3%)	241ha (3.3%)
// 人口	6,587 人 (62.9%)	4,850 人 (58.4%)
居住誘導区域面積	145ha (2.0%)	145ha (2.0%)
// 人口	4,373 人 (41.8%)	2,993 人 (36.1%)

※基準年を平成 30 年 3 月 31 日：住民基本台帳より

※推計は、立地適正化計画、高浜町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンより

1-3 対象となる緑地

(1) 緑地の分類



資料：新編 緑の基本計画ハンドブック

(2) 都市公園の区分

区 分	種 別	内 容
基 幹 公 園	住 区 (旧児童公園)	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	基 幹 公 園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	公 園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1地区当たり1箇所面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。
	都 市 基 幹 公 園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。
	公 園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。
大 規 模 公 園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
特 殊 公 園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分断遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
都市林		主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
広場公園		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。
緑道		災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。

※国土交通省HPより

1-4 緑の役割

都市公園をはじめとする「緑」や「オープンスペース」は、良好な環境の形成、防災、美しい景観の形成など、多様な機能を持っている。

1. 環境保全

- ①地球温暖化防止
- ②大気浄化、騒音防止
- ③水源かん養、地下水かん養
- ④生物多様性の保全など

- ・ 樹木等の植物は、温室効果ガスである CO2 削減に重要な役割を果たすほか、大気浄化、騒音防止、水源かん養などにも重要な役割を果たしている
- ・ 緑地は多様な生物の生息の場でもあり、緑の適切な配置により、人と自然とが共生することができる

2. 防災

- ①避難地、避難路
- ②原子力防災拠点
- ③復旧・復興拠点
- ④地震・火災、津波・水害等の防止、緩和など

- ・ 大地震や大火災などの発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点等として多様な機能を持つことから、緑を適正に確保することにより地域の安全性を高めることができる

3. 景観

- ①美しい景観の形成
- ②季節感の実感
- ③心の安らぎ、生きがいの創出
- ④豊かな地域づくり文化、個性の創出など

- ・ 緑は地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しており、美しい景観を創出することで四季の変化や快適な生活環境を実感できる
- ・ 緑は地域固有の歴史、文化等と深く関わっており、地域個性の魅力化と地域文化を醸成することができる

4. 健康・レクリエーション

- ①健康増進、スポーツ
- ②レクリエーション・観光
- ③休養・散策
- ④自然とのふれあい
- ⑤交流・コミュニティなど

- ・ 緑とオープンスペースは、自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動など多様な活動の拠点となっている
- ・ 緑の持つ多様な機能を活用することにより、住民の健康・レクリエーションニーズに応じた緑豊かで質の高い余暇空間を確保することができる

5. 子育て・暮らしの価値向上

- ①子育て
- ②遊び
- ③休養・散策
- ④自然とのふれあい
- ⑤交流・コミュニティなど

- ・ 緑やオープンスペースは、子育て期の家族にとって大切な場となりやすく、遊び、散策、休養、自然とのふれあい、子ども同士やママ友との交流など、質の高い子育て環境を創出できる